

番号	分類	質問	回答
1	①補助対象事業	ぎふSDGsフェスティバルとはなにか。いつ行われるのか。どのように参加するのか。	概要について手引きp2を参照ください。 参加の方法は、パートナーに登録いただいた事業者様と市町村に6月頃に個別に案内します。
2	①補助対象事業	イベントの開催期間は、ぎふSDGsフェスティバル期間内(11/1～1/31)でないといけないか。たとえば、10/31～11/2にかけてイベントを開催する場合は対象となるか。	フェスティバル期間中に実施するイベントが補助対象となります。ただし、イベント期間の一部がフェスティバルに入る場合には、事案ごとに個別に判断します。
3	①補助対象事業	イベントの場合、どのような内容のイベントであれば「SDGsの行動を呼びかける」といえるのか。たとえば、SDGsクイズ大会等でも対象となるか。	SDGsを普及啓発するだけではなく、具体的な取組みを促す必要があります。クイズ大会であっても、その中に具体的な取組みに繋がる内容（例：個人で出来る省エネ行動、防災対策等）が含まれる場合は対象となります。
4	①補助対象事業	市町村として「パートナー交流会」をフェスティバル事業として実施予定である。広く県民に呼びかけるのではなく、特定の事業者が参加するこうしたイベントでも補助対象となるか。	参加した事業者の行動に繋がるものであれば対象となります。
5	①補助対象事業	【事業者用】 当社の「てまえどり」キャンペーンをフェスティバル参加事業とする予定である。これは通年で行っている事業であるが、そういった場合も申請が可能か。	キャンペーンは補助の対象になりません。 具体的な県民、県内企業、団体等の参加者がいるイベントが補助の対象となります。
6	①補助対象事業	【事業者用】 複数のパートナー登録事業者同士が共催でイベントを開催する場合、補助金の申請はどのようにしたらよいか。	共催イベントの場合、費用分担を明確にしたうえで、事業者ごとに申請を行ってください。
7	①補助対象事業	【市町村用】 市町村がパートナー登録事業者と連携してイベントを実施する。その場合それぞれ申請してよいか。	費用分担を明確にしたうえで、市町村、事業者ごとに申請を行ってください。

番号	分類	質問	回答
8	①補助対象事業	複数のイベントをまとめて1事業として申請することは可能か。	問題ありません。ただし、複数のイベントであっても補助限度額は一事業者30万円までになります。
9	①補助対象事業	複数のイベントのうちの1つを県外で実施予定である。この部分も対象となるか。	県外部分は対象外となります。明確に切り分けて申請ください。
10	①補助対象事業	フェスティバルに参加するイベントで告知用のチラシを作成予定である。チラシ作成費は対象となるか。	イベントの告知用のチラシは対象となります。
11	①補助対象事業	パネル展は補助対象となるか。	単に物品等を展示するのみのものは、対象となりません。具体的な県民、県内企業、団体等の参加者がいるイベントが補助の対象となります。
12	①補助対象事業	名刺を活用したキャンペーンは補助対象となるか。	名刺など、企業営業等に通常使用する物品については対象となりません。
13	①補助対象事業	イベントの主催者等に支払う出展料は補助対象となるか。	出展料は対象となりません。ただし、出展ブース内で普及啓発イベントを行う場合、係る経費（ワークショップ材料費等）は対象になります。
14	①補助対象事業	イベントの協賛費は補助対象となるか。	協賛費は対象となりません。

番号	分類	質問	回答
15	②補助事業者	【事業者用】 まだパートナーに登録されていないが、今後申請予定である。現段階で補助金の申請をすることができるか。	パートナー登録後に申請いただく必要があります。パートナー応募期間は、県ホームページを参照ください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/302783.html
16	②補助事業者	【事業者用】 パートナーに応募したが、まだ登録されていない。この段階で補助金に申請してもよいか。	パートナー登録後に申請いただく必要があります。登録までに掛かるスケジュールを考慮の上で、補助申請をご検討ください。
17	②補助事業者	【事業者用】 パートナー登録後に補助金に申請するつもりだったが、パートナーの登録期間を過ぎてしまった。補助金を申請することはできないか。	パートナーに登録いただいていない方は、フェスに参加することができませんので、対象となりません。
18	②補助事業者	【事業者用】 個人事業主は補助事業者として申請してもよいか。	パートナーであれば個人事業主の方も申請いただけます。個人事業主であることの証明として、申請の際に開業届の写し等のご提出をお願いします。
19	②補助事業者	【事業者用】 同一の個人事業主が複数の屋号で申請してもよいか。	できるだけ多くの方に補助金を活用いただくため、複数の屋号での申請はお控えください。
20	②補助事業者	フェスティバルに参加予定で補助金に申請したが、フェスティバルに参加できなくなってしまった。交付決定された補助金はどのようにすればよいか。	交付決定から10日以内であれば取下げ書を、それ以降であれば事業中止（廃止）承認申請書を提出ください。 ※提出いただく前に一度県にご相談ください。

番号	分類	質問	回答
21	②補助事業者	フェスティバルに参加予定で補助金を申請していたが、予定が変更となり、参加内容が変わってしまった。どのような手続きが必要か。	事業内容の変更承認申請書の提出が必要です。 ただし、軽微な変更（スケジュールの変更や購入品の変更等）については申請不要ですので、提出前に一度県にご相談ください。
22	③補助対象経費	【報償費】 謝金の単価が社会通念上妥当であることについて、どのように示したらよいか。	過去の実績や同程度の実績のある方と比較して、社会通念上妥当である旨を記載した書類をご提出ください。
23	③補助対象経費	【旅費】 講師等の旅費について、交通手段が車の場合はどのように経費を算出したらよいか。（申請者に旅費の規定がない場合）	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の例により、「@37円×〇〇km＝〇〇〇〇円」を補助事業に要する経費とし、その税抜き金額を補助対象経費とします。
24	③補助対象経費	【消耗品費】 イベント参加者に配付するSDG s バッジの購入費は補助対象となるか。	個人等への給付に類する経費に該当するため、補助対象外となります。
25	③補助対象経費	【消耗品費】 トークショーにおいて、壇上に用意する水（お茶）は対象となるか。	事業実施に必要な物品であれば、対象となります。 （控室で提供するお弁当等は対象外となります。）
26	③補助対象経費	【印刷製本費】 広報物の配布計画のうち、県外への配布分は対象となるか。	配布先の過半数が県内であれば、県外分も対象とします。

番号	分類	質問	回答
27	③補助対象経費	【印刷製本費】 広報物の配布計画のうち、予備分は対象となるか。	交付申請時には、予備分が全体の1割以下であれば対象とします。ただし、実績報告時には、実際に配布または使用した数量分のみが対象となります。
28	③補助対象経費	【役務費】 作成した広報物について、郵送ではなく自家用車で運送した場合、ガソリン代は対象となるか。	自家用車での運送は、事業のためだけに使用したことの証明が困難なため、対象となりません。郵送など金額が明確に分かる方法での運送をお願いします。
29	④交付申請	交付決定前に事業を始めてもよいか。	原則として、交付決定前に着手することは認められていません。どうしても事前に着手する必要がある場合は、別途ご相談ください。
30	④交付申請	補助申請後、県の審査中に発注や契約を行った場合、補助の対象となるか。	原則として、交付決定前に着手することは認められていません。どうしても事前に着手する必要がある場合は、別途ご相談ください。
31	④交付申請	申請前にイベント会場を予約しているが、それ以外は特に事業に着手していない。会場の予約行為だけでも事前着手に該当するか。	予約行為は事業の着手にあたるため、申請時に「事前着手届」をご提出いただく必要があります。
32	⑤交付決定	申請後、交付決定はいつ頃になるか。	案件により多少前後しますが、交付決定の審査には概ね3週間～1か月程度時間を要します。
33	⑤交付決定	申請後、審査中に事業が終了した場合、交付決定されるのか。	交付決定前に事業が終了した場合、交付決定することができません。事業実施日が確定している場合は、遅くとも <u>実施日の3週間前までに申請書をご提出ください</u> 。